



福岡県医第1095号(地)
平成23年 8月 1日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

東日本大震災に係る食費および居住費等に関する
補助の適用期間の取扱いについて

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者の食費および居住費等に関する補助の適用については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、特例対象期間として、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において、救助の実施状況を勘案して「厚生労働大臣が定める日」までの間、実施することとされております。

この「厚生労働大臣が定める日」については、これまで平成23年8月31日を予定されている旨、平成23年6月7日付け福岡県医第642号(地)「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用等について」にてお知らせいたしておりましたが、現在の被災地の状況等を踏まえ、食費および居住費等に関する補助の適用期間につきましては、平成23年9月1日以降も、当分の間、これを継続することとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) これに伴い、既に発行されている介護保険施設等における食費・居住費減免認定証に記載されている有効期間が「平成23年8月31日まで」と記載されているものについても、今後有効な認定証として扱われ、また今後発行される認定証の有効期間についても「厚生労働大臣が定める日まで」等と記載されることとなります。
- 2) 当該補助の適用期間の終了時期については、決まり次第改めて通知されますことを申し添えます。

(介 45) (FAX 送信 A4・4 枚)

平成 23 年 7 月 28 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

東日本大震災に係る食費および居住費等に関する

補助の適用期間の取扱いについて

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者の食費および居住費等に関する補助の適用については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、特例対象期間として、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において、救助の実施状況を勘案して「厚生労働大臣が定める日」までの間、実施することとされております。

この「厚生労働大臣が定める日」については、これまで平成23年8月31日を予定されている旨、平成23年5月18日付（介24）「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用等について」にてお知らせいたしましたところですが、現在の被災地の状況等を踏まえ、食費および居住費等に関する補助の適用期間につきましては、平成23年9月1日以降も、当分の間、これを継続することとなりました。

これに伴い、既に発行されている介護保険施設等における食費・居住費減免認定証に記載されている有効期間が「平成23年8月31日まで」と記載されているものについても、今後有効な認定証として扱われ、また今後発行される認定証の有効期間についても「厚生労働大臣が定める日まで」等と記載されることとなります。

なお、当該補助の適用期間の終了時期については、決まり次第改めてご連絡申し上げます。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて

(平 23. 7. 26 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年7月26日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者の食費及び居住費等に関する補助の適用については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）第90条から第92条までにおいて、特例対象期間として、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において特定被災区域における災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（震災特別法第50条）、実施することとされている。

この「厚生労働大臣が定める日」については、これまで平成23年8月31日を予定している旨、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日老介発0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）で示してきたところである。

しかしながら、被災地の状況等を踏まえ、食費及び居住費等に関する補助の適用期間について、下記のとおりとすることとしたので、管内市町村（特別区を含む）のほか、被保険者、介護サービス事業者、関係団体等関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段の御配慮をお願いする。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用いただきたい。

記

- 1 食費及び居住費等に関する補助の適用期間については、平成23年8月31日までを予定していたが、被災地の状況等を踏まえ、平成23年9月以降も、当分の間、これを継続することとしたこと。

このため、保険者においては、平成23年9月1日以降も、当分の間、補助の対象者に対し、食費及び居住費等に関する補助を継続していただきたいこと。

なお、既に発行している、介護保険施設等における食費・居住費減免認定証（以下「認

定証」という。)における有効期間を修正する必要はないこと。

また、今後発行する認定証の有効期間については、

- ① 「平成〇年〇月〇日から厚生労働大臣が定める日まで」と記載する
- ② 「平成 23 年 8 月 31 日まで」と印字された物を「厚生労働大臣が定める日まで」と取り繕う
- ③ 空白にしておく

等の方法が考えられる。

- 2 平成 23 年 9 月 1 日以降、有効期間が「平成 23 年 8 月 31 日まで」と記載されているなど、失効しているように見える認定証についても、震災特別法第 90 条から第 92 条までの規定による食費及び居住費等に関する補助の対象者である限りにおいて当分の間、有効な認定証として取り扱うものとする。
- 3 平成 23 年 9 月 1 日以降の食費及び居住費等に関する補助についても、平成 23 年度介護保険災害臨時特例補助金の補助対象であること。また、所要額については、平成 23 年 11 月に予定している変更交付申請の際に計上されたいこと。
- 4 食事及び居住費等に関する補助の適用期間の終了時期については、追って連絡すること。

平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わりました。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要です。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要です。

3. 免除となるのは、平成24年2月29日までです(介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、追ってお知らせする日までの間)。

※なお、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った免除対象者の方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

〈利用者負担が免除される方〉

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
宮城県	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。